

担	令和2年4月1日（水） 厚生労働省大臣官房地方課 課長 藤枝 茂 課長補佐 藤井 剛
当	電話 03-5253-1111 内線 7255 直通 03-3595-3052

報道関係者 各位

「令和2年度地方労働行政運営方針」の策定について

厚生労働省は、本日付けて「令和2年度地方労働行政運営方針」を策定しました。

各都道府県労働局においては、この運営方針を踏まえつつ、各局の管内事情に即した重点課題・対応方針などを盛り込んだ行政運営方針を策定し、計画的な行政運営を図ることとしています。

「令和2年度地方労働行政運営方針」の概要は以下のとおりです。

1 新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

昨年度から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対応するため、特別相談窓口において、労働者及び事業主からの休業や助成金等に関する相談に迅速かつ円滑に対応するとともに、特例措置を大幅に拡大した雇用調整助成金、さらに小学校等対応助成金・支援金、時間外労働等改善助成金による支援等きめ細やかな対応に努める。

2 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

(1) 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等、雇用形態に関わらない公平な待遇の確保、柔軟な働き方がしやすい環境整備等、治療と仕事の両立支援、生産性の向上等、様々な視点から労働環境の整備、及び生産性の向上に向けた各種取組を実施する。

(2) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が盛り込まれた、働き方改革関連法による改正後の短

時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律について、令和2年4月から施行されることを踏まえ、報告徴収等により、適正な履行確保を行う。また、働き方改革推進支援センターやキャリアアップ助成金の活用等により、事業主への支援を行う。

(3) 総合的なハラスメント対策の推進

改正労働施策総合推進法等に基づき、新たに事業主に義務付けられたパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（※）やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が、令和2年6月1日より施行されることから、改正法や指針の内容の周知徹底を図る等、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。（※中小事業主におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務は、令和4年3月31日まで努力義務。）

さらに、中小企業については、令和4年4月1日の施行日までに準備が間に合うよう、改正法や指針の内容の周知や、個別企業へのコンサルティング等の支援事業の周知を行う。

3 就職氷河期世代、女性、高齢者等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

(1) 就職氷河期世代支援プログラムに基づく施策の推進等

就職氷河期世代の不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況に対応するため、ハローワークに就職氷河期世代専門窓口を設置する。また、官民が協働して就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるため、全都道府県において、関係者で構成する就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを設置し、地方自治体、関係機関・団体等と連携し、取組を進める。

(2) 女性活躍の推進

改正女性活躍推進法について、常用労働者数301人以上の企業を対象に、行動計画の策定に関する事項が令和2年4月1日より、情報公表に関する事項が令和2年6月1日より施行されることから、労働局内各部や関係機関と連携し、働き方改革の推進のための啓発の機会などあらゆる機会を通じて、周知徹底を図る。また、併せて今般創設された女性活躍の取組が特に優良な企業に対するプラチナえるぼし認定制度についても周知し、企業の取組促進を図る。さらに、令和4年4月1日より常用労働者数101人以上300人以下の企業については、行動計画の策定や情報公表等が新たに義務付けられることとなるため、労働局における周知や、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）等の活用を促すことにより、女性活躍の取組の促進を図る。